

昭和三十二年九月六日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第52号
毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
炭そ予防注射の実施

告示

鳥取県告示第四百四十四号

次のように炭そ、予防注射を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により牛、馬、緬羊、山羊の所有者に対して予防注射を受けることを命ずる。

昭和三十三年九月六日

鳥取県知事 遠藤

茂

- 一 実施の目的 炭そ、まん、延防止のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛、馬、緬羊、山羊、ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く

四 実施の期日

別表のとおり

五 注射の方法

炭そ、第二予防液皮内注射

別表

実施月日	実施区域	実施場所
九月九日	鳥取市旧末恒	末恒家畜検診所
九月十日	鳥取市旧湖山	湖山